

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年4月25日
【会社名】	株式会社C I J
【英訳名】	Computer Institute of Japan, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 坂元 昭彦
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区平沼一丁目2番24号
【電話番号】	045-324-0111
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 森田 高志
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区平沼一丁目2番24号
【電話番号】	045-324-0111
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 森田 高志
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 542,348,000円 (注) その他の者に対する割当の募集金額は、発行価額の総額であり、2019年4月24日の株式会社東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社C I J 関西事業所 (大阪府大阪市中央区城見一丁目3番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	661,400株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）1．募集の目的及び理由

当社は、2019年4月25日開催の取締役会において、当社及び当社子会社の従業員（以下「対象者」といいます。）に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、譲渡制限付株式付与制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、当社又は当社子会社の取締役会の決議に基づき、割当予定先である対象者に対して、当社又は当社子会社から支給される金銭債権を出資財産として現物出資させることにより、自己株式処分を通して処分されるものです。

当社は、対象者との間で、大要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結する予定であります。そのため、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当いたします。

<本割当契約の概要>

（1）譲渡制限期間

2019年11月1日～2029年10月31日

（2）譲渡制限の解除条件

対象者が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、従業員、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

（3）譲渡制限期間中に、任期満了又は定年その他正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

譲渡制限の解除時期

・死亡による退任又は退職の場合

対象者の死亡後、10営業日後

・任期満了又は定年その他正当な事由による退任又は退職の場合

対象者の退任又は退職直後の時点

譲渡制限の解除対象となる株式数

で定める当該退任又は退職した時点において対象者が保有する譲渡制限が解除されていない本割当株式の数に、払込期日を含む月から対象者の退任又は退職日を含む月までの月数を120で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株式数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）。

（4）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然にこれを無償で取得する。

（5）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象者が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象者は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

（6）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、払込期日を含む月から組織再編承認日を含む月までの月数を120で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の本割当株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり、（以下「本自己株式処分」といいます。）金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	661,400株	542,348,000	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	661,400株	542,348,000	-

- (注) 1. 「第1（募集要項）1（新規発行株式）（注）1.募集の目的及び理由」に記載の、譲渡制限付株式割当契約に基づく対象者に割当てる方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
 3. 現物出資の目的とする財産は、譲渡制限付株式取得の出資財産とすることを条件に支給される金銭債権であり、それぞれの内容は以下のとおりです。

(単位：円)	割当株数	払込金額（円）	内容
当社の従業員：866名	350,600株	287,492,000	2019年度分
当社子会社の従業員：765名	310,800株	254,856,000	2019年度分

いずれも非居住者である対象者を除く

4. 発行価額の総額、払込金額は、2019年4月24日現在の株式会社東京証券取引所市場第一部（以下「東証一部」といいます。）における当社普通株式の終値（以下「東証一部終値」といいます。）を基準として算出した見込額であります。当社は、本制度の決議と同日に、業績予想の修正及び配当予想の修正、「第2（売出事項）（募集又は売出しに関する特別記載事項）」に記載の自己株式の取得並びに自己株式の消却について公表しております。なお、業績予想の修正においては、親会社に帰属する当期純利益を、当初予想の1,100百万円に対し1,150百万円（当初予想に対し4.5%増）、配当予想の修正においては、通期一株当たり配当額を、当初予想の「15円」に対し「20円」に修正しております。そのため当社は、係る公表に伴う株価への影響の織り込みのため、また既存株主の利益への配慮という観点から、株価変動等諸般の事情を考慮の上で、本制度の発行価額を決定する日として当社取締役会が定める2019年5月14日（以下「条件決定日」といいます。）において、2019年4月24日の東証一部終値である820円と条件決定日の直前取引日の東証一部終値を比較し、高い方の金額として、発行価額の総額及び払込金額を最終的に決定いたします。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定（注4）	-	1株	2019年5月20日～ 2019年10月31日	-	2019年11月1日

- (注) 1. 「第1（募集要項）1（新規発行株式）（注）1.募集の目的及び理由」に記載の、譲渡制限付株式割当契約に基づき、対象者に割当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
 3. 本自己株式処分は、譲渡制限付株式取得の出資財産とすることを条件に支給される金銭債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込みはありません。
 4. 発行価格は、発行決議日の直前取引日である2019年4月24日の東証一部終値である820円と条件決定日の直前取引日の東証一部終値を比較し、高い方の金額として、条件決定日において最終的に決定いたします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社C I J 総務人事部	神奈川県横浜市西区平沼一丁目2番24号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
-	-

(注) 譲渡制限付株式取得の出資財産とすることを条件に支給される金銭債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
-	692,000	-

(注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。

(2)【手取金の使途】

本自己株式処分は、譲渡制限付株式取得の出資財産とすることを条件に支給される金銭債権を出資財産とする自己株式の処分として行われるものであり、金銭による払込みはありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、2019年4月25日開催の取締役会において、当社普通株式につき、取得株式の総数200,000株、取得価額の総額200百万円をそれぞれ上限とし、取得期間を2019年5月21日から2019年6月14日(予定)とする自己株式取得枠の設定及び当該上限の範囲内で市場買付を行うことを決議しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」に記載の第43期有価証券報告書及び第44期第2四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2019年4月25日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更及び追加事項はありません。また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2019年4月25日)現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第43期事業年度)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2019年4月25日)までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

2018年9月20日 関東財務局長に提出の臨時報告書

1 [提出理由]

当社は、平成30年9月20日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年9月20日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 14円

総額 234,264,884円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年9月21日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、大西重之、坂元昭彦、高見沢正己、茨木暢靖、川上淳、大谷真及び阿江勉を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合)
第1号議案 剰余金の処分の件	103,853	319	0	(注)1	可決(94.50%)
第2号議案 取締役7名選任の件				(注)2	
大西 重之	102,452	1,725	0		可決(93.22%)
坂元 昭彦	102,461	1,716	0		可決(93.22%)
高見沢 正己	102,400	1,777	0		可決(93.17%)
茨木 暢靖	102,406	1,771	0		可決(93.17%)
川上 淳	102,391	1,786	0		可決(93.16%)
大谷 真	102,234	1,943	0		可決(93.02%)
阿江 勉	101,982	2,195	0		可決(92.79%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

2019年2月20日 関東財務局長に提出の臨時報告書

1 [提出理由]

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該事象の発生年月日

2019年2月20日

(2) 当該事象の内容

当社は、連結子会社である株式会社C I Jネクストより、剰余金の配当1,990百万円を受領することとなりました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該配当金の受領により、当社は2019年6月期の単体決算において、上記受取配当金を営業外収益に計上する見込みであります。

なお、連結子会社からの配当であるため、2019年6月期の連結業績に与える影響はございません。

以上

3. 自己株式の取得等の状況

当社が2018年12月13日に提出した自己株券買付状況報告書(報告期間 自 2018年11月1日 至 2018年11月30日)の内容は以下のとおりです。なお、当該自己株券買付状況報告書提出後、2019年4月25日までに自己株式の取得はなされておらず、かつ、取得自己株式の処理状況に変化はありません。

株式の種類 普通株式

1 取得状況

(1) 株主総会決議による取得の状況

該当事項はありません。

(2) 取締役会決議による取得の状況

2018年11月30日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(2018年11月5日)での決議状況 (取得期間 2018年11月6日~2018年11月6日)	150,000		111,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	11月9日	100,000	74,000,000
計	-	100,000	74,000,000
報告月末現在の累計取得自己株式	100,000		74,000,000
自己株式取得の進捗状況(%)	66.7		66.7

(注) 1. 取得期間は約定日基準により、取得日は受渡日基準により記載しております。

2. 上記取締役会において、自己株式の取得方法は東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付けとすることを決議しております。

2 処理状況

該当事項はありません。

3 保有状況

2018年11月30日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	20,555,080
保有自己株式数	3,922,004

(注) 「保有自己株式数」の欄には、単元未満株式の買取りによる自己株式が含まれております。

4. 最近の業績の概要について

2019年4月25日開催の取締役会において決議された第44期第3四半期(自2019年1月1日至2019年3月31日)に係る連結財務諸表は以下のとおりであります。ただし、この連結財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを終了していないため、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

四半期連結財務諸表及び主な注記

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2018年6月30日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,149,949	4,985,989
売掛金	2,789,682	3,670,192
有価証券	1,999,081	2,100,034
商品及び製品	1,964	1,295
仕掛品	108,858	131,521
その他	410,564	505,099
貸倒引当金	424	-
流動資産合計	11,459,675	11,394,133
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	103,103	130,626
土地	38,576	38,576
その他(純額)	20,936	32,786
有形固定資産合計	162,616	201,989
無形固定資産		
のれん	-	86,920
その他	462,817	542,798
無形固定資産合計	462,817	629,719
投資その他の資産		
投資有価証券	1,231,973	1,687,604
その他	576,666	605,883
貸倒引当金	9,437	7,841
投資その他の資産合計	1,799,202	2,285,645
固定資産合計	2,424,636	3,117,355
資産合計	13,884,312	14,511,488

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2018年6月30日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	530,238	705,655
短期借入金	280,000	235,000
未払法人税等	460,852	110,872
賞与引当金	460,583	900,550
受注損失引当金	6,520	6,150
その他	1,035,713	705,950
流動負債合計	2,773,908	2,664,178
固定負債		
退職給付に係る負債	47,812	63,283
その他	2,729	41,839
固定負債合計	50,542	105,123
負債合計	2,824,450	2,769,301
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,270,228	2,270,228
資本剰余金	2,464,083	2,464,091
利益剰余金	8,153,980	8,919,731
自己株式	1,857,125	1,931,251
株主資本合計	11,031,167	11,722,800
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	27,153	17,784
その他の包括利益累計額合計	27,153	17,784
非支配株主持分	1,541	1,602
純資産合計	11,059,862	11,742,187
負債純資産合計	13,884,312	14,511,488

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

(四半期連結損益計算書)

(第3四半期連結累計期間)

(単位:千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2017年7月1日 至 2018年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年7月1日 至 2019年3月31日)
売上高	14,122,346	14,765,063
売上原価	11,589,121	11,672,834
売上総利益	2,533,225	3,092,229
販売費及び一般管理費		
役員報酬	179,550	189,133
給料及び手当	374,599	413,082
賞与引当金繰入額	66,417	78,748
福利厚生費	102,060	113,690
賃借料	142,856	155,945
減価償却費	21,767	10,917
支払手数料	90,297	119,833
募集費	45,402	49,789
租税公課	108,419	106,737
研究開発費	67,449	98,196
のれん償却額	-	4,574
その他	247,186	254,172
販売費及び一般管理費合計	1,446,008	1,594,821
営業利益	1,087,217	1,497,408
営業外収益		
受取利息	6,538	8,098
受取配当金	2,131	6,941
助成金収入	2,262	1,060
その他	6,058	3,382
営業外収益合計	16,990	19,482
営業外費用		
支払利息	827	831
固定資産除却損	6	735
自己株式取得費用	1,417	148
その他	257	524
営業外費用合計	2,509	2,239
経常利益	1,101,699	1,514,650
特別利益		
移転補償金	19,000	-
特別利益合計	19,000	-
特別損失		
事務所移転費用	31,577	45,099
出資金評価損	11,282	-
特別損失合計	42,859	45,099
税金等調整前四半期純利益	1,077,839	1,469,550
法人税等	368,118	469,357
四半期純利益	709,721	1,000,193
非支配株主に帰属する四半期純利益	170	177
親会社株主に帰属する四半期純利益	709,550	1,000,015

(四半期連結包括利益計算書)
(第3四半期連結累計期間)

(単位:千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2017年7月1日 至 2018年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年7月1日 至 2019年3月31日)
四半期純利益	709,721	1,000,193
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,566	9,368
その他の包括利益合計	1,566	9,368
四半期包括利益	711,287	990,824
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	711,117	990,646
非支配株主に係る四半期包括利益	170	177

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(重要な後発事象)

(自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式消却に係る事項の決定)

当社は2019年4月25日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること、及び同法第178条の規定に基づき自己株式の消却を行うことを決議いたしました。

自己株式の取得及び消却を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び資本効率の向上並びに株主価値の向上を図るため。

取得に係る事項の内容

- ・取得する株式の種類 当社普通株式
- ・取得する株式の総数 200,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合1.20%)
- ・株式の取得価額の総額 200百万円(上限)
- ・取得期間 2019年5月21日～2019年6月14日(予定)

消却に係る事項の内容

- ・消却する株式の種類 当社普通株式
- ・消却する株式の総数 1,000,000株
- ・消却予定日 2019年6月21日

(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)

当社は2019年4月25日開催の取締役会において、当社及び当社子会社の従業員に対する譲渡制限付株式報酬として、自己株式の処分(以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。)を行うことを決議いたしました。

処分の概要

- ・処分期日 2019年11月1日
- ・処分する株式の種類 当社普通株式 661,400株
及び数
- ・処分価額 1株につき820円
上記は2019年4月24日の株式会社東京証券取引所市場第一部(以下「東証一部」といいます。)における当社普通株式の終値(以下「東証一部終値」といいます。)を基準として算出した見込額であり、下の注記のとおり、処分価額を決定する日として当社取締役会が定める2019年5月14日(以下「条件決定日」といいます。)に最終的に決定する予定です。
- ・処分総額 542,348,000円
上記は2019年4月24日の東証一部終値を基準として算出した見込額であり、下の注記のとおり、条件決定日に最終的に決定する予定です。
- ・処分先及びその人数 当社の従業員 866名 350,600株
並びに処分株式の数 当社子会社の従業員 765名 310,800株

- ・その他 本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件といたします。

本自己株式の処分価額の決定方法(処分決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨)

本自己株式のように、株式を第三者割当の方法により処分して行う資金調達においては、通常、処分決議日に、処分価額を決定いたします。

しかし、今回当社は、本自己株式の処分決議日と同日に、業績予想の修正及び配当予想の修正、自己株式の取得並びに自己株式の消却について公表しております。そのため当社は、係る公表に伴う株価への影響の織り込みのため、また既存株主の利益への配慮という観点から、株価変動等諸般の事情を考慮の上で、条件決定日(2019年5月14日)において、2019年4月24日の東証一部終値である820円と条件決定日の直前取引日の東証一部終値を比較して高い方の金額として、処分価額及び処分総額を最終的に決定いたします。

処分の目的及び理由

当社及び当社子会社の従業員(以下「対象者」といいます。)に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、譲渡制限付株式付与制度(以下「本制度」といいます。)を導入いたします。

対象者は、本制度に基づき当社又は当社子会社から支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、対象者は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

本件の詳細については、本日(2019年4月25日)公表いたしました「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」をご覧ください。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第43期)	自 2017年7月1日 至 2018年6月30日	2018年9月20日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第44期第2四半期)	自 2018年10月1日 至 2018年12月31日	2019年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年9月20日

株式会社C I J
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野島 透指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川村 敦

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社C I Jの平成29年7月1日から平成30年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社C I J及び連結子会社の平成30年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社C I Jの平成30年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社C I Jが平成30年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年9月20日

株式会社C I J
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野島 透

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川村 敦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社C I Jの平成29年7月1日から平成30年6月30日までの第43期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社C I Jの平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年2月14日

株式会社C I J
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川村 敦指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田坂 真子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社C I Jの2018年7月1日から2019年6月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(2018年10月1日から2018年12月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(2018年7月1日から2018年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社C I J及び連結子会社の2018年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。